

稲永収入役が勇退 収入役制度廃止

町の収入役を長年にわたって務められていた稲永張美氏（64歳）が、6月30日付で勇退されました。同氏は、平成13年7月に議会の同意を得て収入役に選任されました。以降、町財政の会計管理のトップを務められてきました。

この間、「三位一体の改革」に伴う国からの補助金や負担金などの削減、景気後退などにより地方財政は非常に厳しくなりました。そして、本町も財源の確保が困難な状況となりました。



職員から花束を受け取る
稲永氏

しかし、同氏はこのような状況の中で、効率的な節度ある財政運営を指揮し、町の財政の再建を行なってこられました。なお、同氏が退任した後の同役は、地方自治法の改正により廃止されることとなります。これに伴い、今後の会計業務は会計管理者（出納課理事）が行います。

農業委員会人事

町の農業委員会委員の欠員に伴う同委員会人事が次のとおり行われました。

農協理事選出

長澤 熊雄 氏（南米里区）

個別検診のご案内

＋… 須恵町内の医療機関で受診する検診です …＋

- 対象年齢 平成22年3月31日現在で、以下の対象者の人
- 受付時間や診療時間は医療機関で異なります。お電話で確認ください。

●受診できる検診

検診項目 対象者	特定健康診査	子宮がん検診	大腸がん検診
	【対象者】 40歳から74歳の 須恵町国民健康保険の 被保険者	【対象者】 20歳以上の女性 (隔年)須恵町民の人 (平成元年以前の 偶数年生まれの人)	【対象者】 40歳以上の 須恵町民の人
受診できる医療機関			
医療機関名	電話番号		
水戸病院	☎ 935-3755	●	●
泰平病院	☎ 932-5881	●	●
原田医院	☎ 933-5521		●
市来医院	☎ 935-0165		●
岡 医院	☎ 932-0458		●
千鳥橋病院須恵診療所	☎ 934-0011		●
須恵外科胃腸科医院	☎ 936-2355		●
貫外科胃腸科医院	☎ 933-5111		●
太田 整形 外科	☎ 932-8877		●
王子産婦人科医院	☎ 933-5050	●	
実施期間	8月1日～10月31日	9月1日～ 11月30日	年間を通して 受診できます
受診方法	*電話での事前予約が 必要です 特定健康診査受診券・ 須恵町国民健康保険証・ 前年度健診結果表（前 年度受診した人）を持 参してください	電話で医療機関に 確認の上、健康保 険証を持参して受 診してください	電話で医療機関 に確認の上、健康 保険証を持参して 受診してください
自己負担額	500円	600円	200円

●問合せ先 健康福祉課 ☎ 932-1151

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の 加入者のみなさんへ 医療と介護の両方のサービスを 利用している世帯の負担を軽減

（高額医療・高額介護合算療養費制度）

・世帯内の長寿医療制度の加入者全員が、一年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。
・対象となる人には、自己負担額の情報を整理して、平成22年1月ごろに通知しますので、住民課で申請してください。

このように負担が軽減されます

これまで

例えば、1年間で、医療保険で25万円、介護保険で25万円を支払い、年間の負担額が50万円であったものが、

これからは

年間50万円を支払った後、支給の申請をすると、基準額・31万円（世帯員全員が市町村民税非課税の場合）

合)を超えた金額(19万円)をお返しすることで、**年間の負担額が31万円になります。**

平成21年度の支給要件・支給額

・この制度は、通常は、毎年8月からその翌年の7月までの医療保険と介護保険の自己負担額をもとに支給額を計算しますが、長寿医療制度が平成20年4月から開始されたため、平成21年度は、次のように支給額を計算します。

- ① 世帯内の長寿医療制度の加入者の人全員が、平成20年4月から同21年7月末まで(16か月)に支払った医療保険・介護保険の自己負担額が次の基準額を超える場合に、その超えた額を支給します。
- ② 平成20年8月から同21年7月末まで(12か月)の自己負担額が、次のカッコ内の額を超える場合に

	(1)の額	(2)の額
① 平成21年7月1日現在で被保険者証の負担割合が「3割」となっている人	89万円	(67万円)
② ①・③・④以外の人	75万円	(56万円)
③ 世帯員全員が市町村民税非課税の人	41万円	(31万円)
④ ③のうち、世帯員全員の所得が一定基準以下の人	25万円	(19万円)

※世帯員全員の所得が0である世帯に属すること（公的年金等控除額は80万円として計算）
または、世帯員全員が市町村民税非課税である世帯に属し、老齢福祉年金受給者であること
注「上記の金額+500円」が基準額となり、自己負担額がこの基準額を超える場合に、「自己負担額-上記の金額」を支給することとなります。

は、その超えた額と(1)により計算した支給額とを比べ、大きい額を支給します。

支給の対象となる人へのお知らせ および申請手続き についての留意点

・支給の対象となる被保険者の人には、平成22年1月ごろにお知らせいたします。お知らせの通知書が届きましたら、次の窓口で申請してください。
ただし、次の①または②に該当する人には、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。

- ① 県外の市町村から転居してこられた人
- ② 他の医療保険制度から長寿医療制度に移られた人

前記の支給要件を参考にして支給の対象となるかどうか確認いただき、具体的な手続きや不明な点については、みなさんの自己負担額の情報を確認できる平成21年12月以降にご相談ください。

申請窓口・問合せ先

住民課
☎ 932-1151